

# 特別養護老人ホームさくらの里（ユニット型個室） 利用料金表

社会福祉法人 敬茂老人ホーム さくらの里

R4年11月～

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活 継続支援 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	ベースアップ 等支援加算	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)			
1	第1	652	8	46	300	820	1,826	所定単位	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	57.783			
	第2	652	8	46	390	820	1,916					60.483			
	第3①	652	8	46	650	1,310	2,666					×8.3%	×2.7%	×1.6%	82.983
	第3②	652	8	46	1,360	1,310	3,376								104.283
	第4	652	8	46	1,445	2,006	4,157								127.713

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活 継続支援 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	ベースアップ 等支援加算	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)			
2	第1	720	8	46	300	820	1,894	所定単位	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	60.112			
	第2	720	8	46	390	820	1,984					62.812			
	第3①	720	8	46	650	1,310	2,734					×8.3%	×2.7%	×1.6%	85.312
	第3②	720	8	46	1,360	1,310	3,444								106.612
	第4	720	8	46	1,445	2,006	4,225								130.042

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活 継続支援 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	ベースアップ 等支援加算	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)			
3	第1	793	8	46	300	820	1,967	所定単位	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	62.613			
	第2	793	8	46	390	820	2,057					65.313			
	第3①	793	8	46	650	1,310	2,807					×8.3%	×2.7%	×1.6%	87.813
	第3②	793	8	46	1,360	1,310	3,517								109.113
	第4	793	8	46	1,445	2,006	4,298								132.543

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活 継続支援 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	ベースアップ 等支援加算	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)			
4	第1	862	8	46	300	820	2,036	所定単位	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	64.976			
	第2	862	8	46	390	820	2,126					67.676			
	第3①	862	8	46	650	1,310	2,876					×8.3%	×2.7%	×1.6%	90.176
	第3②	862	8	46	1,360	1,310	3,586								111.476
	第4	862	8	46	1,445	2,006	4,367								134.906

介護度	段階	基本単位 (1割の方)	看護体制(Ⅱ)	※日常生活 継続支援 加算(Ⅱ)	食費	居住費	1日合計	介護職員 処遇改善 加算(Ⅰ)	介護職員等 特定処遇改善 加算(Ⅰ)	ベースアップ 等支援加算	地域加算 7級地	月額利用料 (30日)			
5	第1	929	8	46	300	820	2,103	所定単位	所定単位	所定単位	合計 単位数 ×10.14	67.271			
	第2	929	8	46	390	820	2,193					69.971			
	第3①	929	8	46	650	1,310	2,943					×8.3%	×2.7%	×1.6%	92.471
	第3②	929	8	46	1,360	1,310	3,653								113.771
	第4	929	8	46	1,445	2,006	4,434								137.201

【基本単位・看護体制(Ⅱ)日常生活継続支援加算(Ⅱ)処遇改善加算(Ⅰ)特定処遇加算(Ⅰ)ベースアップ等支援加算】は1割または2・3割

### ●介護保険負担限度額認定証（段階負担）について●

段階	生活保護受給者	預貯金等
第1段階	生活保護受給者	
第2段階	年金収入等※80万円以下	単身 650万円、夫婦 1.650万円
第3段階 ①	年金収入等※80万円超 120万円以下	単身 550万円、夫婦 1.550万円
第3段階 ②	年金収入等※120万円超	単身 500万円、夫婦 1.500万円
第4段階	上記に該当しない方	